

虐待防止委員会設置規程

事業所名 多機能型事業所くるみ園・きらきらキッズ・くるみ園指定相談支援事業所

(委員会の目的)

第 1 条 虐待防止委員会は、利用児の人権を保護し、健全な保育を提供の観点から、適正な発達支援・保育が実施され、利用児の自立と社会参加のための支援を妨げることをないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会の設置)

第 2 条 虐待防止委員会は、虐待・及び身体拘束防止委員会内に設けることとする。

(管理者の役割)

第 3 条 事業の責任者として、以下の役割を行うこととする。

- ①事業所における虐待に関する総括
- ②法人人権委員会で決定した虐待に関する事項の職員への周知徹底
- ③虐待を受けた者の保護
- ④その他関係機関等との連絡調整

(虐待防止責任者の役割)

第 4 条 1 虐待防止のため、虐待防止責任者を設置する。

2 虐待防止責任者は管理者が任命するものとする。

3 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。

- ② 虐待の相談や通報を受付けて関係者より聞き取りを実施する。
- ③ 虐待事例の事実確認と管理者への報告
- ④ 虐待発生について関係機関等への通報
- ⑤身体拘束の適正化に向けた実施と確認

(委員会委員の選出)

第 5 条 委員は以下のとおりとする。

- ① 委員長は管理者とする。
- ② 委員には、各事業所虐待防止責任者、管理者の指名した職員を加える。
- ③委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員を加えることができる。
- ④委員に、利用者の代表や保護者代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第 6 条 委員会の開催を次のとおりとする。

① 委員会は、3 ヶ月に 1 回開催する。

②委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第7条 委員会は次のとおり実施する。

- ① 虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- ② 「利用児・者虐待防止に関する職員アンケート」結果等による調査を必要あるごとに実施する。
- ③ 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
- ④ 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- ⑤ 事故等の問題が虐待につながるような場合は、委員会において対応する。
- ⑥ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第8条 委員会は次の責務を担う。

- ① 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- ② 委員は、日頃より関係法令及び子どもや障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
- ③ 委員会の委員長・委員は、日頃より利用児の発達支援・保育の場に虐待及び虐待につながるような発達支援・保育が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- ④ 委員会は、法人人権委員会やその他の各委員会とも連携をとり利用児の虐待の疑いのある事案や保育・支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、共同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第9条 その他は「社会福祉法人福角会 人権侵害防止に関する規程」のとおり運用する。

(附則)

本規程は令和4年4月1日から施行する。